

第2回浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会

日時 令和元年6月28日（金）

午前10時～

会場 中央卸売市場

3階中会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ（山下農林担当部長）

3 協議事項

(1)第1回あり方研究会議題「業務条例改正案」の意見書について

(2) その他

4 閉 会

浜松市中央卸売市場の今後のあり方研究会委員(協力会理事)

委員区分	役職名	備考
水産卸会社	(株)浜松魚市取締役 高木 幹夫	
水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長 川村 雅美	
青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長 松井 英司	
青果卸会社	(株)浜中代表取締役社長 山下 茂春	
水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長 櫻井 秀己	
青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長 伊藤 嗣男	
青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長 山本 寿範	
果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長 松本 光由	
水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長 春日 大史	
関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長 山田 晴久	

開設者	産業部農林水産担当部長 山下 文彦 産業部農業水産課課長 北嶋 秀明 産業部農業水産課課長補佐 前野 隆典	
-----	---	--

市場協力会	市場協力会事務長 小粥 康弘	
-------	----------------	--

管理事務所	浜松市中央卸売市場 名倉 勝 中村 直行 高柳 光男 池谷 謙司 浅井 祐城	(法改正) " (経営展望) " "
-------	---	--------------------------------

令和元年6月28日

第2回あり方研究会意見書

団体名

浜松市中央卸売市場業務条例改正（案）の方針説明を受けて、開設者の考え方に対してご意見がある方は、7月12日（金）までに管理事務所までご提出ください。

浜松市中央卸売市場市場施設等の取扱品目に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則第68条の2第1項第1号の規定に基づき市場施設における部類ごとの取扱品目について必要な事項を定める。

(取扱品目)

第2条 前条に規定する施設ごとの取扱品目は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

附 則 (平成17年3月31日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（青果部）

施設名	取扱品目
卸売場	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
卸売場内低温倉庫	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
卸低温倉庫	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
卸倉庫	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
仲卸売場	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
仲卸倉庫	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
果実熟成施設	野菜及び果実
関連協倉庫	野菜及び果実並びにこれらの加工品
青果加工所	野菜及び果実並びにこれらの加工品
指定保管場所	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの
申請保管場所	野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに市長が指定するもの

※別表第1（青果部）で市長が指定するものは以下のとおりとする。

- ・穀物（米及び小麦を含む。）及びその加工品（麺類を含む。）
- ・豆類及びその加工品
- ・鳥卵及び鶏卵並びにそれらの加工品
- ・調理冷凍加工品
- ・個選物野菜及び果実の出荷者が併せて持ち込む少量の花き類

別表第2（水産物部）

施設名	取扱品目
卸売場	生鮮水産物及びその加工品並びに市長が指定するもの
卸売場内冷蔵庫	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物並びに市長が指定するもの
仲卸売場	生鮮水産物及びその加工品並びに市長が指定するもの
買荷保管積込所	生鮮水産物及びその加工品
中央冷蔵(凍)庫	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物並びに市長が指定するもの
超低温冷蔵(凍)庫	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物
水産加工所	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物
水産第二加工所	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物
指定保管場所	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物並びに市長が指定するもの
申請保管場所	生鮮水産物及びその加工品並びに冷蔵(凍)水産物並びに市長が指定するもの

※別表第2（水産物部）で市長が指定するものは以下のとおりとする。

- ・肉類の加工品
- ・鳥卵（鶏卵を除く。）及びその加工品並びに鶏卵の加工品
- ・穀物（米及び小麦を含む。）の加工品（麺類を含む。）
- ・豆類の加工品
- ・加工野菜類（漬物及び乾物を含む。）
- ・調理冷凍加工品

浜松市中央卸売市場販売開始時刻等要綱

浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号）第5条第2項の規定による販売の開始時刻及び終了時刻並びにせりの開始時刻は、次の表のとおりとする。この場合において、せり開始時刻は、電鈴又は振鈴により知らせなければならない。

販売開始時刻		午前3時
せり開始時刻	青果部	午前6時30分
	水産物部	午前5時30分
販売終了時刻		正午

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

○浜松市中央卸売市場業務条例

昭和54年3月30日

浜松市条例第37号

別表第1（第41条関係）

種類	物品
1	個選物野菜・果実のうち等階級のない、かぶ、たけのこ、ふき、みかん、いちご、かき、なし及び小玉すいか
2	浜名湖、遠州灘等から生産者又は生産者組合が直接持込出荷する物品（以下「地場物」という。）

別表第2（第41条関係）

種類	物品
1	近在の軟弱野菜のうち個選物で等階級のない、葉ねぎ、ほうれん草、こまつ菜、サラダ菜、ぬき菜、はく菜、キャベツ、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、しゅんぎく、しろな、たいさい、パセリその他葉茎菜類
2	太物売場で取り扱う物品 大衆売場及び近海売場で取り扱う物品（地場物を除く。）

別表第3（第41条関係）

種類	物品
1	別表第1の1の項及び別表第2の1の項に掲げる物品以外の物品
2	特種売場で取り扱う物品（地場物を除く。） 冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品

別表第4（第47条関係）

種類	物品
1	かんしょ、ばれいしょ、かぼちゃ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
2	かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
3	冷凍鯨肉以外の冷凍水産物（市場で解凍して卸売するものを除く。）及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干したものを除く。）

4	加工食料品（1から3までに掲げる加工食料品を除く。）
5	一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（1から4までに掲げるものを除く。）であって、市長が市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして指定したもの

現行業務条例	団体の意見	市の意見
<p>・第1条(目的)</p>	<p>・公正な取引の場の文言を追記することの意図は何か。</p>	<p>・改正卸売市場法の目的の定義に合わせている。 ・生産者、出荷者と消費者のパイプ役として重要な公共の施設であるとともに、消費者(浜松市民及びその周辺住民)への安定的な生鮮食料品等の供給を継続して行う義務が目的であるため。</p>
<p>・第3条(取扱品目) ・浜松市中央卸売市場市場施設等の取扱品目に関する要綱、別表1,2</p>	<p>・取扱品目以外の出荷者が持ち込む少量の花き類はどうか。 ・改正卸売市場法では、部類性の廃止が謳われている。浜松市としては、従来どおり、青果部・水産物部とするのか。</p>	<p>・現行条例どおりの品目の扱いと理解いただきたい。 ・改正卸売市場法の生鮮食料品等の定義で示されているとおり、野菜、果実、魚類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品等として市長が別に定めるもの(取扱品目と併せて取扱う場合に限る。)を規定し、現在の「浜松市中央卸売市場市場施設等の取扱品目に関する要綱第2条の別表」に規定を残す予定である。 ・市としては、貴社が、現状以上の品目を考えているのであれば、本業と区分し、兼業として市場外販売を指導する。 ・部類性は、生鮮食料品等の種類による分け方で検討している。</p>
<p>・第4条(開場の期日)</p>	<p>・開場の期日を削除し、第5条の開場に時間の規定を残す理由は何か。</p>	<p>・改正卸売市場法では、開場時間、開場期日の規定は、卸売業者の売買取引の条件の営業時間、営業日の公表で補えるため、条例規定は必要なくなった。 ・しかし、市場の24時間体制の施設維持管理は、市場運営であり、専門的な技術者等による委託事業は必要不可欠。そのため、開場時間を根拠立てる必要性があると判断し、規定を検討していた。今後は、開場期日と併せて規定する方向で検討している。</p>
<p>・第5条第2項(開場の時間等) ・浜松市中央卸売市場販売開始時刻等要綱 販売開始時刻:午前3時 せり開始時刻: 青果部午前6:30 水産物部午前5時30分 販売終了時刻:正午</p>	<p>・両荷受けが同時にせり売を開始するのは無理である。</p>	<p>・せり開始時間は、改正卸売市場法の公表において、卸売業者の営業日、営業時間により、せり時間を知らせる必要がある。また、出荷者との委託契約内容で周知することもできる。 ・市場の開場時間は、24時間規定であり、時間内であれば貴社が決めたせり時間が取引参加者(出荷者、仲卸業者、売買参加者及び買出人)に周知されれば問題ないとされている。</p>
<p>・第7条(卸売業者の数の最高限度) 青果部 2 水産物部 2 ・第19条(仲卸業者の数の最高限度) 青果部 12 水産物部 18</p>	<p>・撤廃すべきである。</p>	<p>・第7条、第19条は、物理的な問題で、建物の構造上の限度数を規定している。 ・新規参入の意見もあった中、卸売業者、仲卸業者、関連事業者の更新制を構築し、更新時必要条件をクリアできない場合は、退去させて新規参入を公募することも検討事項と考えるかどうか。</p>
<p>・第13条(せり人登録) ・試験制廃止、研修会の開催等へ</p>	<p>・せり人の卸売、市場業務に関する法令等の講習会を行うならば、仲卸も講習会を実施してほしい。</p>	<p>・仲卸業者の講習会も法、条例改正のたびに研修会を実施していく予定。</p>

現行業務条例	団体の意見	市の意見
<p>・第20条(仲卸しの業務の許可)</p>	<p>・第4号の廃止に伴い卸売会社が仲卸を関連会社化すること、また場内において仲卸業務を行うことは可能になったと判断してよいのか。</p> <p>・卸売、関連事業者も許可条件を明記されたい(そもそも新規業者を想定していない。) ・退場条件には、破産者や禁固以上の刑に加えて、第77条の発動による退場を明記すべきである。</p>	<p>・改正卸売市場法では、卸売業者又は仲卸業者の役員の兼業については制限されないため、法令等の遵守事項に抵触しない。 ・差別的取扱い等の行為等、特定の者のみが優遇されることがないことが必須である。 ・卸売業者が仲卸業務を営む別会社を設立し、当該卸売業者の役員と重複して市場の仲卸売場において事業をすることは可能である。ただし、市場の仲卸売場に空きがあり、所定の店舗売場で業務許可を受けるのが原則である。</p> <p>・現行条例第20条(仲卸しの業務の許可)において規定されているように、卸売業者は、改正条例(案)によって同じく規定をする。卸売業者は、国の管轄から市の管轄となる。 ・現行条例第33条(関連事業者の設置)、同法第34条(許可の基準)で規定されている。 ・改善措置命令等で許可の取消しを受けている者は、3年以上を経過しないと許可しないことが規定されている。</p>
<p>・第41条(売買取引の方法) ・別表1:せり売又は入札 ・別表2:せり売相対割合 ・別表3:せり売、入札又は相対取引</p>	<p>・地元漁師、漁協が直接市場へ持ち込む地場物物品は全量せり売にするべきである。</p>	<p>・改正卸売市場法では、詳細規定は撤廃。 ・開設者は、取引方法のみを条例で規定し、現行条例の別表第1～4についての詳細規定はしない方向で検討している。 ・地場の漁協では、漁獲物品の売買取引方法に対するこだわりはなく受入の卸売業者があつて、委託販売、代金回収が可能であれば問題ないとの話であつた。 ・仲卸業者では、量販店への配送対応の時間に難があり、せりを待つては間に合わないため、別表規定は不要との声がある。また、せり人の機転を望む声もある。 ・せり人は、出荷者の安定的な生活を確保するために、有利な取引を実行することが求められている。 ・卸売業者の公表する取引条件として、双方が違う売買取引を公表することで出荷者が選択することにより、競争原理が働き市場活性化を促す可能性もある。</p>
<p>・第43条(卸売業者の業務の規制)</p>	<p>・また、それに関して第43条の卸売業者の業務の規制との整合性は。</p>	<p>・兼業業務における役員の重複においても特に規定はない。上述したとおりである。 ・兼業業務は、卸売業務ではないため、市場内敷地において行うことはできない。市場は、卸売市場として、その目的を果たすための施設、目的以外での営業を市場敷地内で行うことはできない。</p>
<p>・第54条(仲卸業者の業務の規制)</p>	<p>・取扱品目に関する記載が特にないが、第3条の取扱品目が場内に等しく適応されると考えてよいのか。</p> <p>・また、仲卸のみが、特定の品目を扱う場合は、どのように対応するのか。 ・仲卸しの場内の購入比率をどのように考えるのか。</p>	<p>・第54条第2項に、「許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等」と規定されており、これは、条例第3条の取扱品目で部類ごとである青果部、水産物部ごとの許可物品にかかっている。改正条例案においても扱いは同じである。</p> <p>・仲卸業者は、市場の卸売業者から買受て場内店舗等で販売することが定義されている。 ・特定の品目とは何か。取扱品目以外のものの扱いは、卸売業者と同様、兼業業務としての市場外での取引扱いなら可能となる。 ・比率について条例等の規定はしない。 ・仲卸業者の直荷引きが、本来業務である「市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場の店舗において販売する者の定義を逸脱した行為」(最大50%が目安)が判明したときは、当該市場の仲卸業者としての許可は認められない。このため、業務検査等で事実確認ののち、規定に沿って改善措置命令を発動し、改善がされなければ監督処分として許可取り消しを考える。</p>
	<p>・直荷引きの金額が、売上高割使用料に反映させる方針であれば、報告義務に対する罰則規定が必須である。 ・他にも、各種の市長あて報告義務を怠った場合の罰則規定が必要と考える。</p>	<p>・現行条例、改正条例(案)でも、報告及び検査によって状況を把握し、業務上又は、財務上に問題があれば改善措置命令を発動し、是正を求めいく規制はされている。 ・また、この条例及び規則等が遵守されない場合は、卸売業者、仲卸業者、関連事業者の許可の取消し等を命じることとなっている。 ・第三者販売、直荷引き、商物一致の原則など各種報告に対し、実績報告を誠実に提出いただきたい。この義務を怠った場合の罰則規定は、上述のとおりである。 ・新たに、罰則規定を設けるべきとの意見もあるがどうか。</p>

現行業務条例	団体の意見	市の意見
<p>・第80条の2(市場取引委員会)</p>	<p>・条例で縛るよりも、場内の取引ルールである程度対応していきたいとの発言が当初あったと思うが、どの程度の権限を付与していく予定なのか。</p>	<p>・改正卸売市場法によって、取引委員会が廃止されたことを受け、市の附属機関として規定はしない。 ・取引参加者間で、共通ルール以外の取引その他問題を解決する場としての組織の設置を推奨してきた。 ・自らの課題解決に取り組むことが、確実な解決であり取引参加者に浸透するものとする。 ・こうした場に、開設者は、必要であればオブザーバーとして参加していく。</p>
<p>【条例には、各業者の入場条件と退場条件を明記すべきである。】</p>	<p>・既存業者だけでなく、新規業者を取込み、新陳代謝を図るためには、条例に条件を明記すべきである。</p>	<p>【入場条件として】 ・卸売業者は、卸売市場法の改正により許可権限が開設者となるため、新規規定作成。 ・仲卸業者・関連事業者の業務許可、売買参加者・買出しの承認は、現行条例で規定されており、改正後も引継ぐ。 【退場条件として】 ・出荷者、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、買出しの第78条(監督処分)において規定している。 ・開設者は、既存の業者の優先と考えているわけではなく、市場の活性化の一つの手段として、卸売業者、仲卸業者も新規者を公募することは、新陳代謝を図ることと感ずる。 ・市場内の競争ではなく、市場外との自由競争に勝ち抜く体制を確立していくことが重要と判断する。</p>
<p>その他</p>	<p>・ハサップを取り入れた衛生管理のため、市場衛生検査所を設けてほしい。</p>	<p>・市場衛生検査所の設置は、条例改正とは別物であり、要望として承っておきたい。</p>

※商業協同組合(売買参加者、買出し人)、関連事業者からの意見なし。